



(役員を選出)

第12条 本会の役員は次のように選出する。

- (4) 学年正副部長は、各学年委員の互選による。
- (5) 専門部正副部長は、各専門部員の互選による。
- (6) 学年委員は、各クラスより2名選出される。
- (7) 専門部員は、各学年より教養部1名~2名、広報部2名選出される。(教養部は1~2学年は2名、3~6学年は1名選出)
- (8) 校外生活部員は、各地区より選出される

(役員の仕事)

第14条 本会の役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 顧問は、本会の運営について、必要に応じ意見を述べる
- (2) 会長は、会務を総理し、本会を代表する
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。
- (4) 会計は、本会計の会計事務を処理する。
- (5) 会計監査は、本会の会計を監査する。
- (6) 書記は、会長の指示により本会の庶務を行う。
- (7) 幹事は、本会の円滑な運営をはかるための庶務を行う。
- (8) 理事は、会長の諮問に応じて以下の会務を協議する。
  - ア 総会決定事項の処理
  - イ 予算案の作成並びに各種事業の企画
  - ウ 緊急事項の処理
  - エ 会の常務執行

(役員を選出)

第12条 本会の役員は次のように選出する。

- (4) 学年正副部長は、各学年委員の互選による。
- (5) 専門部正副部長は、各専門部員の互選による。
- (6) 学年委員は、各クラスより2名選出される。
- (7) 教養部員は、各学年より1名~2名選出される。

(8) 校外生活部員は、各地区より選出される。

(役員の仕事)

- (7) 広報は、本会の活動に必要な一切の広報活動を行う
- (8) 幹事は、本会の円滑な運営をはかるための庶務を行う。
- (9) 理事は、会長の諮問に応じて以下の会務を協議する。
  - ア 総会決定事項の処理
  - イ 予算案の作成並びに各種事業の企画
  - ウ 緊急事項の処理
  - エ 会の常務執行

<p>オ その他</p> <p>(9) 学年委員長は、学年委員を招集し、委員は学年の活動を企画し推進する。</p> <p>(10) 専門部部長は、部員を招集し、部員は当該専門部の活動を企画し推進する</p> <p>ア 教養部 会員の教養及び親睦を深めるための活動</p> <p>イ 広報部 本会の活動に必要な一切の広報活動</p> <p>ウ 校外生活部 環境を整備し、自動の健全な育成に努める</p>	<p>オ その他</p> <p><u>(10)</u> 学年委員長は、学年委員を招集し、委員は学年の活動を企画し推進する。</p> <p><u>(11)</u> 専門部部長は、部員を招集し、部員は当該専門部の活動を企画し推進する</p> <p>ア 教養部 会員の教養及び親睦を深めるための活動</p> <p><u>イ</u> 校外生活部 環境を整備し、自動の健全な育成に努める</p>
--	--